

再エネ・コンシェルジュ制度検討委員会

第3回

日時：平成28年8月17日（水）13：30～

会場：京都府公館 レセプションホール

議事内容

- 1 これまでの検討事項の確認・整理
- 2 再エネ・コンシェルジュ認証要綱（案）
- 3 再エネ・コンシェルジュのいるお店
知名度アップツール（案）

1 これまでの検討事項の確認・整理

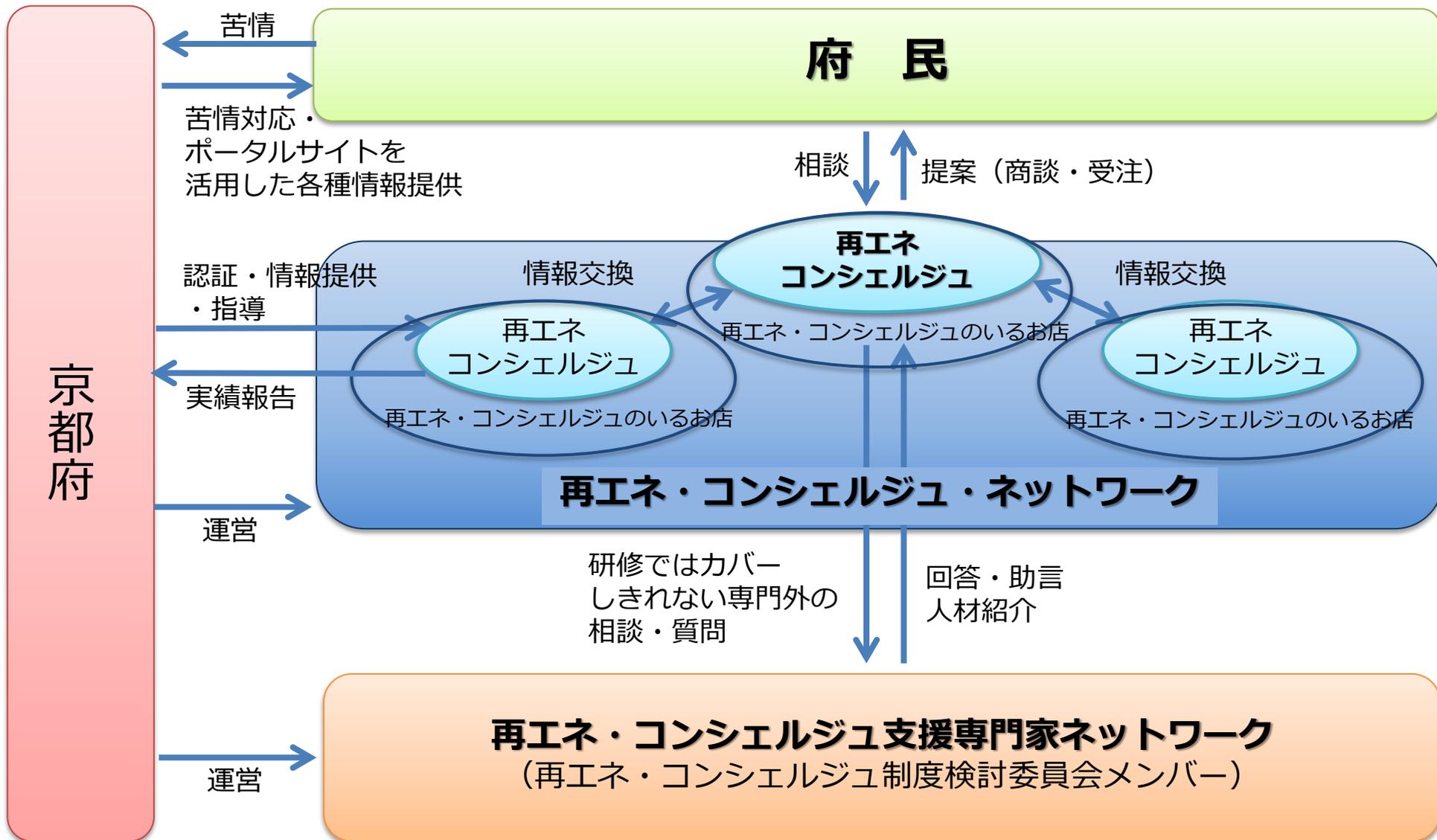
○目的

(これまでの検討会意見)

- ・「相談を受ける」という受け身でなく、積極的な情報発信・普及啓発が必要
- ・公平・公正な立場からの正確な情報発信・アドバイスという役割は理想的だが、現実的にはそのような人材はいない
- ・府民に対して積極的に提案を行い、それに続く商談・受注は当然に想定される

幅広い知識を有した「再エネ・コンシェルジュ」が府民の再エネ導入に対し、積極的に提案を行い、家庭における再生可能エネルギー等の導入検討を推進することで、府内の戸建住宅における再生可能エネルギー導入量の拡大（2020年度時点 4.75億kWhの達成）を目指す。

1 これまでの検討事項の確認・整理



1 これまでの検討事項の確認・整理

○対象者（再エネ・コンシェルジュになっていただく方）

（これまでの検討会意見）

- ・ 特定業種従事者だけでなく、関連業種の事業者や一般の人も含めて、誰でもが幅広く参加できる制度とすべき

京都府内の住宅への再エネ導入を積極的に推進して いただける方

- ・ 住宅の新築・リフォーム等に関連する事業を行う方
- ・ 再エネ設備の販売・設置工事等を行う方
- ・ 再エネ設備の導入や維持管理等に知見・経験のある方

※府内外の在住を問わず、誰でも認証取得が可能

1 これまでの検討事項の確認・整理

○活動内容

(これまでの検討会意見)

- ・自分の専門分野以外のことに対しても、府民からの相談を受けて、それが商談に繋がるイメージがわからない

府民からの再エネに関する相談窓口として対応

- ・基礎的事項（研修項目）で回答可能な内容については対応
- ・対応困難な内容については、再エネ・コンシェルジュ・ネットワークや再エネ・コンシェルジュ支援専門家ネットワークに相談した上で対応

府民に再エネ導入を積極的に提案

- ・自分の専門分野の再エネを提案
- ・自分の専門分野以外の再エネについては、再エネ・コンシェルジュ・ネットワークを活用し、連携した提案

1 これまでの検討事項の確認・整理

「再エネ・コンシェルジュ」認証制度

【認証有効期間】

3年間

【認証要件】

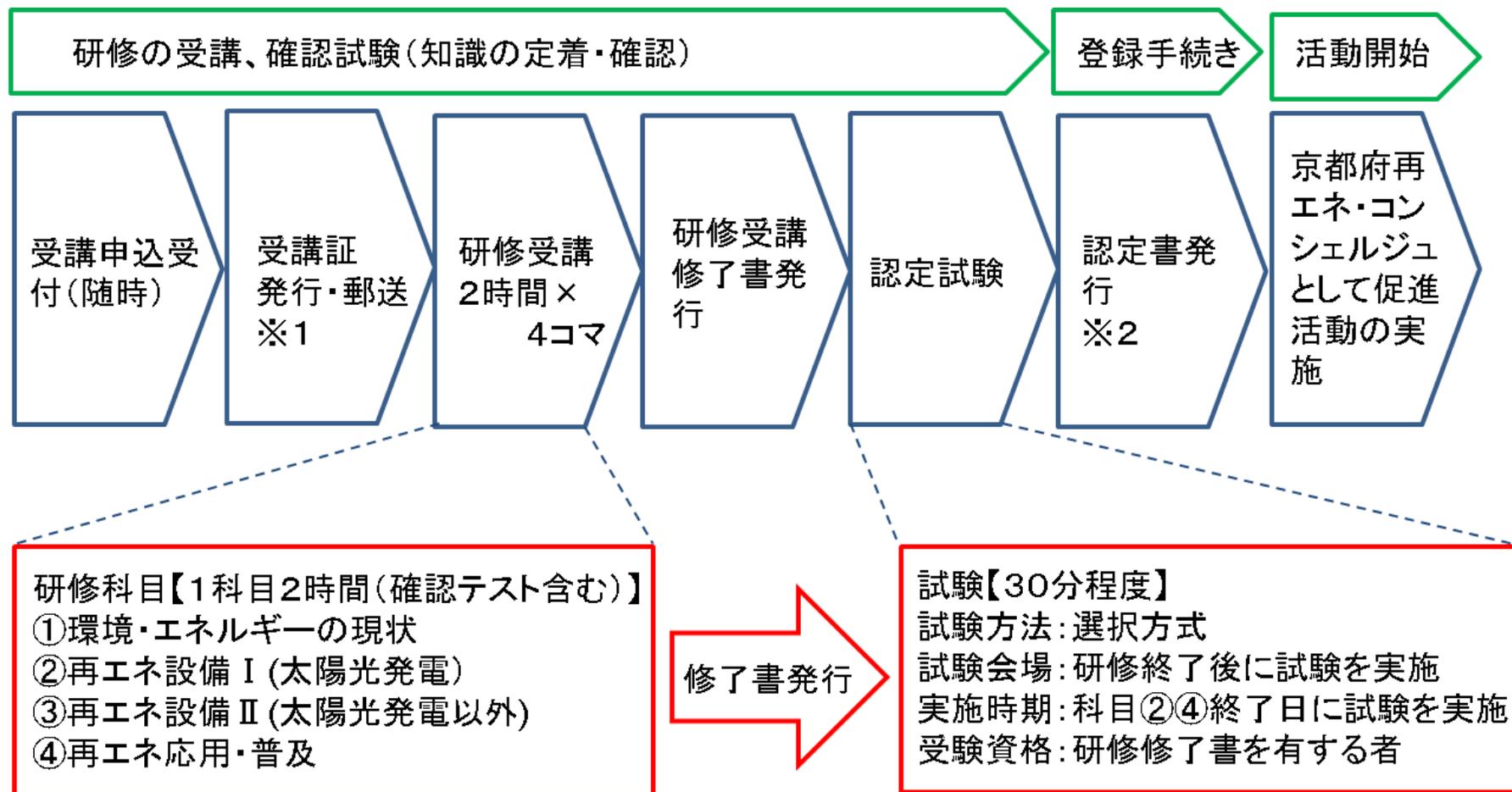
- ① 府が開催する講習会を受講し、その上で認証試験を受験し、合格していること
- ② 事業所に雇用され、当該事業所において、再生可能エネルギーの販売・設置工事・維持管理等の業務を行う場合には、当該事業所名、事業所の所在地、事業所の主たる業務内容を認証に際して申請すること（変更があった場合には変更申請を行うこと）
- ③ 「再エネ・コンシェルジュ」の氏名を公表することに同意していること
（事業所の申請を行う場合には、当該事業所名、事業所の所在地、事業所の主たる業務内容もあわせて公表することに同意していること）
- ④ 法令を遵守し、暴力団等への関与がないこと
- ⑤ 京都府ほか国、市町村や他の都道府県等が行った行政指導や勧告等に速やかに是正・対応すること

【認証更新】

認証有効期間の満了後も引き続き認証を受けようとする際は、認証有効期間の満了の日までに認証の更新が必要

1 これまでの検討事項の確認・整理

再エネ・コンシェルジュとして認定されるまで（認定初年度）



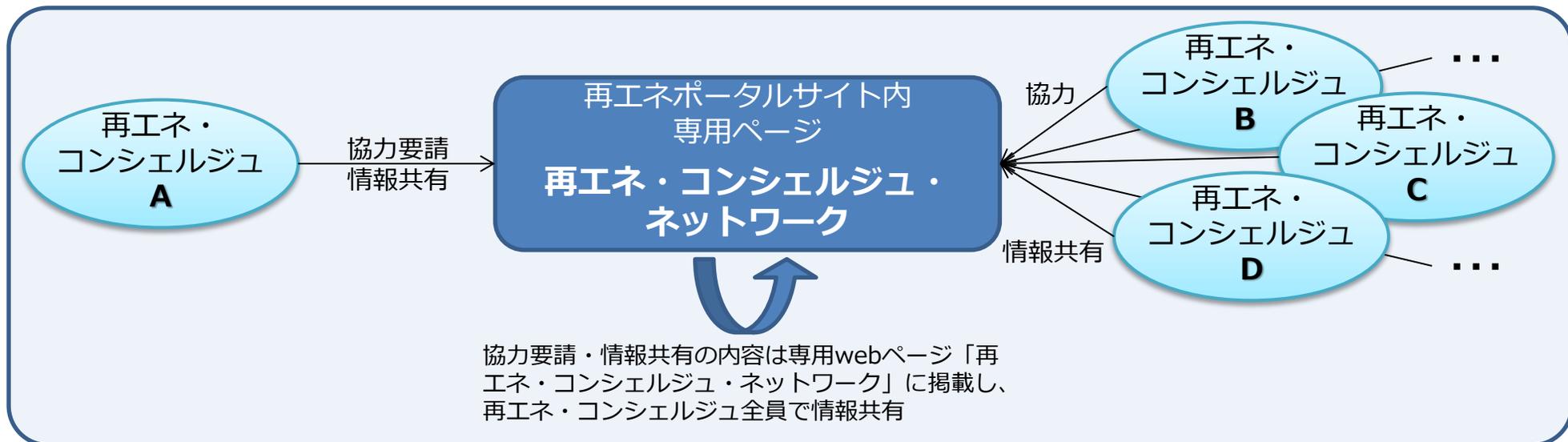
研修・試験の手引き(案)

別添資料「研修・試験の手引き(案)」参照

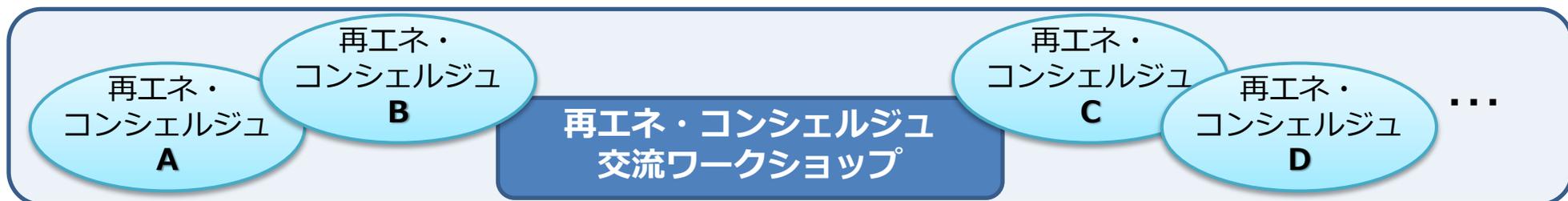
1 これまでの検討事項の確認・整理

■再エネ・コンシェルジュ・ネットワーク

- ①再エネ・コンシェルジュ同士の情報共有と協力関係構築のため、
「再エネ・コンシェルジュ・ネットワーク」（専用Webページでの情報共有機能）を構築



- ②異業種・異分野の再エネ・コンシェルジュ同士の顔を合わせた情報交換のため、
スキルアップの研修を行うとともに、研修出席者間によるワークショップ等を開催

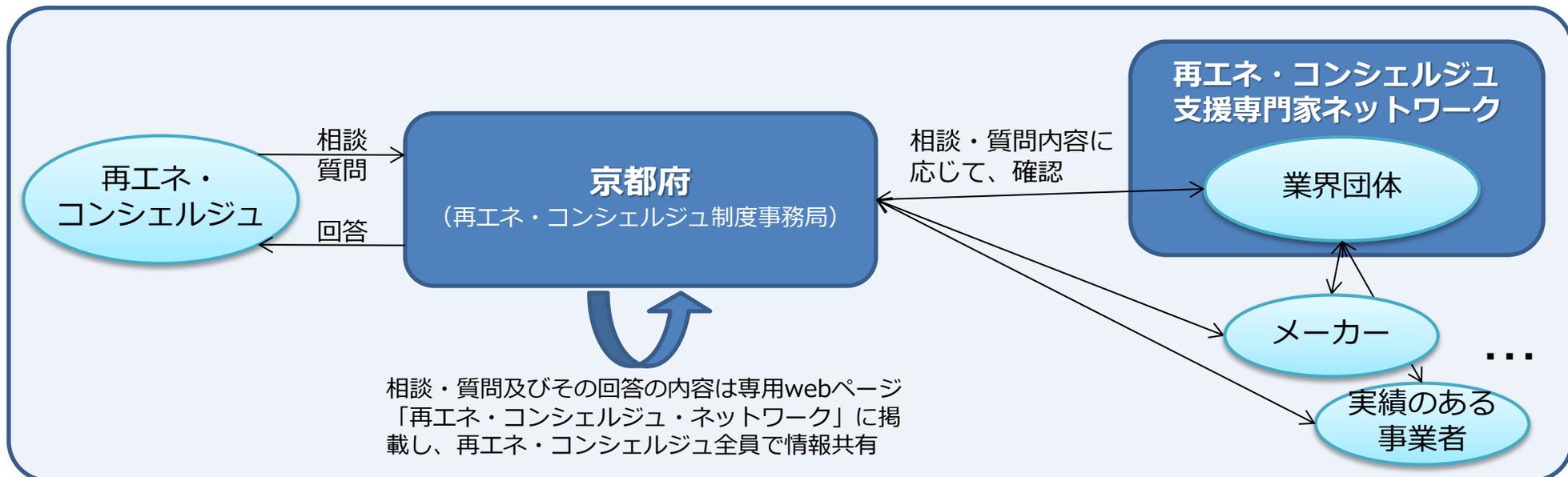


1 これまでの検討事項の確認・整理

■ 再エネ・コンシェルジュ支援専門家ネットワーク

再エネ・コンシェルジュが府民からの相談や提案に際して、自分の専門外の分野で不明な点を京都府（再エネ・コンシェルジュ制度事務局）を通じて、「再エネ・コンシェルジュ支援専門家ネットワーク」に確認

（内容に応じて、メーカーや実績のある事業者等に確認）



※ 基本は自分の専門外の分野を想定。（自分の専門分野でも質問は可能だが、一般的には自社の系列メーカーや事業者等に確認するものと想定）

1 これまでの検討事項の確認・整理

■再エネ・コンシェルジュ支援専門家ネットワーク

目的

再エネ・コンシェルジュが直接対応できない質問・課題に対し、専門家のネットワークによってバックアップすること。

委員会 メンバー

再エネ・コンシェルジュ制度検討委員会を母体として専門家ネットワークを構成する。

運営方法

再エネ・コンシェルジュからの質問を京都府（府がつくる支援窓口）が受け付ける。窓口で対応できる質問については窓口で回答。窓口での対応が難しい質問について専門の委員に照会して回答する。主な問い合わせとその回答は、ポータルサイトのコンシェルジュ専用ページに掲載して蓄積する。年に1回程度、専門家ネットワーク会議を開催して情報を共有する。

これとは別に、再エネ・コンシェルジュ同士の連携を図りこれによって活動を支援するため、バーチャルな「再エネ・コンシェルジュ・ネットワーク」を立ち上げる。具体的には、メーリングリストやポータルサイト専用サイトでの情報交換を想定。
※これとは別に、更新研修などの場を活用した情報交換も実施予定。

2 再エネ・コンシェルジュ認証要綱（案）

■ 認証要綱（案）

別添資料「認定要綱（案）」参照

（要綱における規定事項）

- ・ 目的（第1条）
- ・ 用語の定義（第2条）
- ・ 業務内容（役割）（第3条）
- ・ 認証申請及び認証要件（第4条）
- ・ 実績報告（第5条）
- ・ 有効期間（第6条）
- ・ 変更等（第7条）
- ・ 廃止・取消（第8条、第9条）
- ・ 第三者委員会（第10条）
- ・ 報告徴収・立入検査（第11条）
- ・ 指導・助言、勧告、公表（第12条～第14条）

3 再エネ・コンシェルジュのいるお店 知名度アップツール（案）

全コンシェルジュへの配布（H.28作成物候補）

①のぼり旗 （※ポール含まず）



京都府認定

再エネ・コンシェルジュの
いるお店

②ポスター類

ポスターとして使用するA1サイズ、壁やガラス面へ貼付するA3サイズ、卓上などに掲出するA5サイズを同一デザインで。下方にはコンシェルジュ名を記載できるスペースを設ける。

③名前入りリーフレット用素材

再エネ・コンシェルジュが自己紹介に使用できる素材。ポータルサイトの専用ページからダウンロードし、コンシェルジュの名前と所属する店の連絡先等を入力してプリントアウトして活用できるものを想定。

④制度紹介チラシ

再エネ・コンシェルジュ制度をわかりやすく紹介するチラシ。一定数をコンシェルジュに提供するほか、市町村の関連窓口やイベント啓発などで配布することを想定。

希望者向け提供

⑤店頭掲出用展示物



商談・相談用の机の上などに置ける自立型の展示物。例えば、京都府産ヒノキにレーザー加工で「再エネ・コンシェルジュのいる店」やコンシェルジュの名前等を彫り込んだものを想定。3000~5000円ほどの実費での販売を想定。（※写真は参考イメージ）

※ポータルサイトと統一感のあるデザインとすることを想定。
委員会での検討を踏まえて優先順位をつけ予算に応じて作成予定。

今後のスケジュール

